

※この法令は廃止されています。

大正十一年大蔵省令第五十八号

寄託又ハ供託セル国債証券附屬利札尽了ノモノノ特別取扱規程

第一条 法令ノ規定ニ依リ政府ニ対スル保証又ハ担保トシテ寄託又ハ供託セル国債証券ニシテ其ノ附屬利札尽了シタルトキハ寄託者又ハ供託者ハ國債規則第十六条ノ定ムル請求書二通ヲ該國債証券ヲ保管スル日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ提出スヘシ但シ政府保管有価証券取扱規程第二条但書ノ規定ニ依リ保管スル国債証券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二条 日本銀行前条ノ請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該國債証券ヲ新証券ニ引換ノ手続ヲ為スヘシ但シ該請求書ニシテ利札繼足ニ係ルモノナルトキハ利札繼足ノ手續ヲ為スモノトス

第三条 日本銀行新証券引換ノ手續ヲ為シタルトキハ第一条ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル請求書ノ一通ニ引換済年月日並新証券ノ記号番号等ヲ記入シ之ヲ取扱官庁又ハ供託局ニ提出スヘシ但シ利札繼足ノ手續ヲ為シタル場合ニ在リテハ其ノ旨ヲ記入スルモノトス

第四条 取扱官庁又ハ供託局日本銀行ヨリ前条ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ必要ナル事項ヲ寄託者又ハ供託者ニ通知スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年六月一六日大蔵省令第五〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（令和五年六月三〇日財務省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。